

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案

【納税環境整備関係】

納税者権利憲章の策定（案）

○ 次のとおり、「納税者権利憲章」を策定する。

(1) 国税通則法について、次の見直しを行う。

① 国税通則法（第一条）の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にする。

② 加えて、以下のような各種税務手続の明確化等について同法に規定を集約する。

イ 税務調査における事前通知（通知対象者、開始日時・場所・目的・対象税目・課税期間等の通知内容、通知方法などを規定）

ロ 税務職員による質問検査権（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、印紙税法などの各税法の関連規定を集約）

ハ 税務調査終了後における調査内容の説明（更正・決定等すべきと認められる場合について、調査結果（非違の内容、金額、理由）、「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」などを説明）

ニ 税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨

ホ 税務調査における終了通知（納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合及び税務署長が更正・決定等をした場合には「調査が終了した」旨、更正・決定等すべきと認められない場合には「その時点で更正・決定等をすべきと認められない」旨を通知）

ヘ 税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続（納税者から物件を預かる際の「預かり証」の発行等を規定）

ト 更正の請求期間の延長

チ 更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務化

リ 内容虚偽の更正の請求書の提出に対する処罰規定
ヌ 処分の理由附記（「不利益処分」、「申請に対する処分」について理由附記）

③ また、法律名が改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう、題名の変更を検討する。

(2) 「憲章」の名称は、「納税者権利憲章」とする。

(3) 「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現でわかり易くお知らせするとの基本的考え方沿って、次のとおり策定する。

① 「憲章」に記載すべき具体的な項目は、以下のとおりとする。

イ 紳税者の自発的な申告・納税をサポートするため、納税者に提供される各種サービス

ロ 税務手続の全体像、個々の税務手続に係る納税者の権利利益や納税者・国税庁に求められる役割・行動

ハ 紳税者が国税庁の処分に不服がある場合の救済手続、税務行政全般に関する苦情等への対応

ニ 国税庁の使命と税務職員の行動規範

② 上記の項目は、現在、法律・政省令・告示・通達等、様々なレベルに記載されているが、一連の税務手続に関して、これらを納税者にわかり易くお示しする観点から、平易な表現で一覧性のある行政文書として、国税庁長官が作成し、公表する。

また、「憲章」の制定を法律上義務付けることとし、その策定根拠、憲章に記載すべき事項を法定する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

（注）納税者権利憲章は、平成23年中に準備を進めた上、平成24年1月1日に公表する。

税務調査手続（案）

- 税務調査の事前通知について、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、次のとおり明確化・法制化を図る。

(1) 全体構成

原則として、税務調査を行う場合には、あらかじめ事前通知を行うものとする。

ただし、調査の相手方となる納税者等に関する情報、その納税者等が営む事業内容に関する情報その他税務当局の保有する情報に鑑み、税務署長・国税局長・国税庁長官が次に掲げるおそれがあると認める場合は、事前通知を行わない。

- ① 正確な事実の把握を困難にするおそれ
- ② 違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ
- ③ その他国税（条約相手国の租税を含む。）に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

また、上記の例外事由の具体例を通達に記載する。

（注）税務調査とは、所得税、法人税等の各税の課税及び条約相手国への情報提供のための調査又は法定監査をいう。以下「調査」という。

(2) 通知内容、方法、対象者等

① 対象者

事前通知の対象者は、納税者本人、調書提出者及びその代理人（税理士（税理士登録を行った弁護士及び公認会計士を含む。）、税理士業務を行うことを国税局長に通知した弁護士）、反面先とする。

② 内容

通知内容は、次のとおりとする。

- イ 調査の開始日時・場所
 - ロ 調査の目的（例：〇年分の所得税の申告内容の確認等）
 - ハ 調査対象税目、課税期間
- 二 調査の対象となる帳簿書類その他の物件（例：所得税法△△条に規定する帳簿書類）

ホ その他必要事項

- (イ) 調査の開始日時・場所の変更の申出に関する事項（合理的な理由を付して日時・場所の再設定を求めることができる）
- (ロ) 調査状況に応じ、通知内容以外について非違が疑われる場合には、その通知内容以外の事項についても調査対象となりうること
- (ハ) その他
 - ・ 調査の相手方の氏名及び住所（法人については、名称及び所在地）
 - ・ 調査を行う主たる担当者の氏名及び所属

③ 方法

通知方法は、次のとおりとする。

- イ 原則として、文書で事前に行う。
反面調査については、反面先には、調査対象者（納税者）の名称及び確認対象取引は通知しない。また、調査対象者本人には通知しない。
- ロ ただし、調査の相手方の同意がある場合は、例外的に実地の調査当日に文書を交付することができる。
- ハ 事前通知を行わない例外事由に該当する場合は、調査着手後、終了時までに上記の通知事項（日時・場所の記載を除く。）を記載した文書を交付する。

④ 対象となる調査

対象となる調査は、実地の調査（納税者の事業所、事務所等に臨場してする調査）とする。

○ 調査終了時の手続については、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、次のとおり明確化・法制化を図る。

(1) 更正・決定等すべきと認められる場合

① 実地の調査により更正・決定等すべきと認められる場合には、課税庁の職員は、当該納税者に対し、

イ 調査結果（非違の内容、金額、理由）、及び

ロ 「修正申告又は期限後申告を行った場合にはその部分について不服申立てができないこと」等を説明する。

② 課税庁の職員は、納税者に対し、上記イ及びロを簡潔に記載した税務署長等名の文書(A)を交付する。

③ その際、課税庁の職員は修正申告又は期限後申告の勧奨を行うことができることとする。

④ 税務署長は、納税者から修正申告書又は期限後申告書の提出があった場合には、当該納税者に対し、当該調査が終了した旨の通知書(B)を交付する。

⑤ 税務署長は、更正・決定等をするときは、当該調査が終了した旨の通知書(B)を交付する。

⑥ 当該納税者に代理人がいる場合で、本人の同意があるときは、上記①から⑤は当該代理人に行えば足りることとする。

⑦ なお、実地の調査以外の調査の場合には、上記文書(A)及び通知書(B)を納税者からの求めに応じて交付する。

(2) 更正・決定等すべきと認められない場合

実地の調査終了後、更正・決定等すべきと認められない納税者に対しては、「その時点で更正・決定等をすべきと認められない」旨を記載した通知書(B)を交付する。

(3) 上記(1)及び(2)共通

課税庁の職員は、上記の終了通知書(B)が交付された後においても、調査について必要があるときは、再調査ができることとする。

○ その他の関連事項の明確化

現行の調査実務上行われている手続について、次のとおり法令上明確化を図る。

- (1) 納税者等から提出された物件の預かり・返還等に関する規定を設ける。
- (2) 事前通知の内容に「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」を明示することと併せ、課税庁が現行の「質問」「検査」に加え、調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）の「提示」「提出」を求めることができることとする。

○ その他所要の規定の整備を行う。

(注) 上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に新たに納税者に対して開始する調査（当該調査に係る反面調査を含む。）について適用する。

更正の請求（案）

○ 更正の請求期間の延長

「嘆願」を解消するとともに、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、次のとおり、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間を延長する。

- (1) 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間（現行1年）を5年に延長する。
- (2) 併せて、課税庁が増額更正できる期間（現行3年のもの）を5年に延長する。

これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させることとする。

- （注）贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間（現行1年）については6年に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間（現行1年）については7年に、それぞれ延長する。また、登録免許税の過誤納金の還付に係る通知の請求期間（現行1年）及び自動車重量税の過誤納金の還付に係る証明書の交付請求期間（現行1年）については5年に延長する。なお、脱税の場合の課税庁による増額更正期間（現行7年）は、現行どおり存置する。
- (3) 次の事項についても併せて措置する。

- ① 更正の請求に際しては、納税者がその理由を証明するとの趣旨を明確化する観点から、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付を義務化する。
- ② 故意に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合を処罰する規定を設ける。法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とする。
- ③ 期間の終了間際になされた更正の請求に対し、課税庁が適切に対応するための所要の措置を講じる。

具体的には、当該更正の請求があった日から6月を経過する日が更正

期間の満了する日後に到来する場合には、当該6ヶ月を経過する日まで、更正することができることとする。併せて、徴収権の消滅時効についても同様の手当てを行う。

(注) 上記(1)、(2)及び(3)③の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。また、今般の更正の請求に関する改正趣旨を踏まえ、過年分についても、運用上、増額更正の期間と合せて、納税者からの請求を受けて減額更正を実施するよう努めることとする。

また、(3)①及び②の改正については、平成23年6月1日以後に行う更正の請求について適用する。

○ 更正の請求の範囲の拡大

(1) 当該申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置について、次のとおり見直し、更正の請求範囲を拡大する。

現行、当初申告要件がある措置について、下記の①・②のいずれにも該当しない措置（別紙1参照）については、「当初申告要件」を廃止する（所要の書類の添付を求める。）。

- ① インセンティブ措置（例：設備投資に係る特別償却）
- ② 利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置（例：各種引当金）

(2) 控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置（別紙2参照）について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることを可能とする。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

○ その他所要の規定の整備を行う。

【別紙 1】

○ 当初申告要件を廃止する措置

- ① 紿損失の繰越控除（所法 57 の 2）
- ② 資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例（所法 64）
- ③ 純損失の繰越控除（所法 70）
- ④ 雜損失の繰越控除（所法 71）
- ⑤ 変動所得及び臨時所得の平均課税（所法 90）
- ⑥ 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入（所令 182 の 2）
- ⑦ 受取配当等の益金不算入（法法 23、81 の 4）
- ⑧ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法法 23 の 2）
- ⑨ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法 37、81 の 6）
- ⑩ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法法 59）
- ⑪ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法法 60 の 2）
- ⑫ 所得税額控除（法法 68、81 の 14）
- ⑬ 外国税額控除（法法 69、81 の 15、所法 95）
- ⑭ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例（法令 73 の 2）
- ⑮ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例（法令 113）
- ⑯ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の 5 倍要件の判定の特例（法令 113 の 2⑬）
- ⑰ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例（法令 123 の 8③五）
- ⑱ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例（法令 123 の 9）
- ⑲ 配偶者に対する相続税額の軽減（相法 19 の 2）
- ⑳ 贈与税の配偶者控除（相法 21 の 6）
- ㉑ 相続税額から控除する贈与税相当額等（相令 4）

【別紙2】

○ 控除額の制限を見直す措置

- ① 受取配当等の益金不算入（法法 23、81 の 4）
- ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法法 23 の 2）
- ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法法 37、81 の 6）
- ④ 所得税額控除（法法 68、81 の 14）
- ⑤ 外国税額控除（法法 69、81 の 15、所法 95）
- ⑥ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法 10、42 の 4、68 の 9）
- ⑦ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（一部※）（措法 10 の 2、42 の 4 の 2、68 の 9 の 2）
- ⑧ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（一部※）（措法 10 の 2 の 2、42 の 5、68 の 10）
- ⑨ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 10 の 3、42 の 6、68 の 11）
- ⑩ 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（※）（措法 10 の 4、42 の 7、68 の 12）
- ⑪ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 10 の 5、42 の 10、68 の 14）
- ⑫ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 6、42 の 11、68 の 15）
- ⑬ 青色申告特別控除（65 万円）（措法 25 の 2）
- ⑭ 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除（※）（措法 41 の 19 の 5）
- ⑮ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 9、68 の 13）

(注) ※印の付いている措置は、平成 23 年 3 月 31 日までに適用期限が到来するものである。

理由附記（案）

- 全ての処分について、原則として平成 24 年 1 月より理由附記を実施する。
ただし、個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する。
 - (1) 個人の白色申告者については、現行、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」には記帳義務・記録保存義務が課されているが、それ以外の者についても、平成 25 年 1 月から、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課すこととする。
 - (2) 個人の白色申告者に対する更正等に係る理由附記については、次のとおり実施することとする。
 - ① 「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」については、平成 24 年 1 月以後、理由附記を実施する。
 - ② 上記①以外の者（「確定申告を行った所得 300 万円以下の白色申告者」及び「確定申告をしていない白色申告者」）については、平成 25 年 1 月以後、理由附記を実施する。

ただし、特例として、

 - イ 平成 19 年から平成 23 年までの各年分の所得税につき記帳義務があった者については、平成 24 年 1 月以後、理由附記を実施することとする。 - また、平成 24 年 1 月以後、現行の白色申告者に係る記帳義務・記録保存義務の水準と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、平成 24 年 1 月以後、理由附記を実施するよう努めることとする。
- ③ なお、記帳・帳簿等の保存が十分でない白色申告者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載することとする。

(注) 白色申告者に対する更正等に係る理由附記の施行時期については、その者が平成 24 年分において上記①又は②のいずれに該当するかによる。なお、「平成 24 年分において上記①又は②のいずれに該当するか」は、平成 22 年分又は平成 23 年分の所得金額及び確定申告の有無により判定する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

国税不服審判所の改革（案）

- 国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を次のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表する。
 - (1) 民間からの公募により、年 15 名程度採用する。
 - (2) 3年後の平成 25 年までに 50 名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とする。

租税罰則（国税関係）の見直し（案）

- 経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、次の措置を講じる。【要望にない項目等 13】

(1) 大口・悪質な無申告事案に厳正に対応する観点から、故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」について、5年以下の懲役若しくは 500 万円以下（脱税額が 500 万円を超える場合には、情状により脱税額以下）の罰金に処し、又はこれらを併科することとする（直接税及び消費税の場合）。

（注）消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税を除く間接税等については、5年以下の懲役若しくは 50 万円以下（脱税額の3倍が 50 万円を超える場合には、情状により脱税額の3倍以下）の罰金又はこれらの併科とし、航空機燃料税及び電源開発促進税については3年以下の懲役若しくは 50 万円以下（脱税額が 50 万円を超える場合には、情状により脱税額以下）の罰金又はこれらの併科とする。

(2) 大口・悪質な消費税の不正還付請求事案に厳正に対応する観点から、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

（注1）以上につき別紙参照。

（注2）ここで「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税及び電源開発促進税をいう。

（注3）上記の改正は、平成 23 年 6 月 1 日以後にした違反行為について適用する。

【別紙】

租税罰則（国税関係）の見直し

1. 故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

＜税目等＞

- ① 所得税（租特法 42 条の 3 第 1 項関係を含む。）、
法人税、相続税・贈与税（租特法 70 条の 13 関
係を含む。）、地価税、消費税

＜案＞

- ・ 5 年以下の懲役若しくは 500 万円（情状により脱税額）
以下の罰金又はこれらの併科

- ② 酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税・
地方揮発油税（租特法 89 条 27 項及び沖特法 156
条 3 項・沖特令 74 条の 2 第 35 項関係を含む。）、
石油ガス税、石油石炭税

- ・ 5 年以下の懲役若しくは 50 万円（情状により脱税額の 3
倍）以下の罰金又はこれらの併科

- ③ 航空機燃料税、電源開発促進税

- ・ 3 年以下の懲役若しくは 50 万円（情状により脱税額）以
下の罰金又はこれらの併科

2. 消費税の不正還付未遂罪の創設

＜税目＞

- ・ 消費税

＜案＞

- ・ 不正に消費税の還付を受けようとした者（未遂）を処罰
する規定を創設する。

（注）不正に消費税の還付を受けた者（既遂）の法定刑は、
10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円（情状により
脱税額）以下の罰金又はこれらの併科。

（備考）法律名の略称

「たばこ特別税法」：一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

「租特法」：租税特別措置法

「沖特法」：沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

「沖特令」：沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令

事前照会に対する文書回答制度の見直し（案）

- 事前照会に対する文書回答制度について、次の見直しを行う。【要望・経済産業省2(3)】【要望にない項目等6】
 - (1) 国税局の担当職員は、事前照会者からの照会文書が受付窓口に到達した日からおおむね1月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可否の可能性、処理の時期の見通し等について、当該事前照会者に対し口頭で説明する。ただし、補足資料の提出等を求めた日から当該提出等がなされた日までの期間は、当該1月の期間に算入しない。
 - (2) 事前照会者からの申出に相当の理由があるとして、照会内容及び回答内容等の公表を延期できる期間を、最長1年以内（現行180日以内）に延長する。

（注）上記の改正は、平成23年4月1日以後に行われる事前照会について適用する。

還付加算金の計算期間の見直し（案）

○ 還付加算金の計算期間について、次の見直しを行う。【要望にない項目等7】

(1) 更正に基づく法人税の中間納付額及び所得税額等、消費税の中間納付額及び仕入控除税額、所得税の予定納税額及び源泉徴収税額等並びに相続時精算課税における贈与税相当額の還付に係る還付加算金の計算期間については、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(注)上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払決定又は充当をする国税（その滞納処分費を含む。）に係る還付金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

法定調書の光ディスク等による提出義務の創設（案）

- 支払調書、源泉徴収票、計算書又は報告書（以下「支払調書等」という。）を提出する場合において、基準年（その年の前々年をいう。）に提出すべきであった当該支払調書等の提出枚数が1,000枚以上であるときは、当該支払調書等の提出義務者は、当該支払調書等の提出については、当該支払調書等に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等を提出する方法又は当該事項を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して送付する方法によらなければならぬこととする。【要望にない項目等8】

（注）上記の改正は、平成26年1月1日以後に提出する支払調書等について適用する。

取引先等に対する調査の対象物件の見直し（案）

- 取引先等に対する調査の対象物件について、次の見直しを行う。【要望にない項目等 10】

法人税の取引先等に対する調査の対象について、他の税目と同様に、「帳簿書類以外の物件」を追加する。

(注)上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に開始する調査について適用する。

官公署等に対する協力要請（照会）規定の整備（案）

- 官公署等に対する協力要請（照会）規定について、明文の規定がないことを理由とする拒否がされることのないよう、次の措置を講じる。【要望にない項目等 14】
 - (1) 国税の犯則調査について、収税官吏は、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項を求めることとする。
 - (2) 国税に関する調査（酒税法における免許の審査を含む。）について、税務署等の当該職員は、官公署又は政府関係機関に対し、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる旨の統一的な規定を国税通則法に設け、現行の所得税法等の規定を承継（削除）するほか、現行その規定がない酒税等の個別間接税法における調査について、新たに官公署等に対する協力要請ができることとする。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。

（注）ここで「個別間接税」とは、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。

「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応（案）

○ 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する特別還付金の支給

遺族が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所の判決を受けて、納めすぎとなっている所得税について現行税法の下で還付することができない年分におけるその所得税相当額の特別な還付を行うために特別還付金を支給する措置を講ずる。

- (1) 税務署長は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金（以下「保険年金」という。）の受取人である者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分の保険年金に係る所得（以下「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」という。）を支給する。ただし、当該年分の所得税について、国税通則法の規定による更正を行うことができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合は除く。
- (2) 特別還付金の支給を受けようとする者は、施行日から1年間、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書等を添付して所轄税務署長に提出することができる。税務署長は、必要な事項を調査のうえ、支給額（特別還付金請求書に記載された金額を限度とする。）を決定し、その提出者に対し通知する。
- (3) 特別還付金の額は、その年分に応じて次に掲げる金額とする。この特別還付金の額には、次の区分に応じて還付加算金に相当する加算金を加算する。
 - ① 平成15年分以降の各年分
 - イ その年分の所得税につき申告書を提出している者

その申告書に係る所得税額から保険年金所得に対する取扱い変更後の所得税額を控除した金額

(注)「取扱い変更」とは、最高裁判決を受けて、現行税法に基づき納めすぎとなっている所得税を還付するために、本年 10 月に行った保険年金所得を所得税の課税部分と非課税部分に振り分けるための所得計算の見直し（所得税法施行令の改正）による課税の取扱いの変更をいう。

□ その年分の所得税について申告書を提出していない者

(イ)又は(ロ)に掲げる金額のうちいずれか多い金額（取扱い変更後ににおいて還付すべき税額がある場合に限る。）

(ロ) 保険年金所得に対する取扱い変更前の所得税額から当該変更後の所得税額を控除した金額

(ロ) 保険年金所得の所得減少額の 10 パーセント相当額

(注)「所得減少額」とは、その年分の保険年金所得に対する取扱い変更前の所得金額から当該変更後の所得金額を控除した金額をいう。

② 平成 12 年分から平成 14 年分の各年分

イ 保険年金の最終支払年が平成 15 年以降である者

その年分の保険年金所得の所得減少額に平成 15 年分のみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額

(注)「みなし特別還付金割合」は、その年分の保険年金の所得減少額のうちにみなし特別還付金基準額（その年分の保険年金に係る上記①ロ(イ)又は(ロ)に掲げる金額のいずれか多い金額をいう。以下同じ。）の占める割合をいう。

ロ 保険年金の最終支払年が平成 12 年から平成 14 年である者

(イ) 最終支払年分 最終支払年分の保険年金所得を平成 15 年分の保

險年金所得とみなして計算したみなし特別還付金基準額

- (d) 最終支払年分以外の年分　その年分の保険年金所得の所得減少額に最終支払年分の保険年金所得を平成15年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額

- (4) 特別還付金（加算金を含む。）については、所得税を課さない。
- (5) 税務署長は、その決定した特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、当該特別還付金の額を変更する旨の決定を行う。特別還付金の減額の決定があったときは、その決定を受けた者は、その減額分の特別還付金（対応する加算金を含む。）を、1か月以内に納付する。なお、期限までに完納しない場合には、延滞税に相当する延滞金を納付する。

(6) その他

- ① 税務署長の決定は、施行日から2年を経過した日以後は行うことができないものとし、特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、2年間行使しないことによって、時効により消滅する。
- ② 特別還付金請求書の提出、税務署長の決定及び通知、特別還付金の支払又は納付その他の特別還付金に関する事項については、国税通則法及び国税徴収法の規定を準用する。
- ③ 特別還付金の支給に関し、国税職員の質問検査権及び義務違反に対する罰則の整備を行う。
- ④ その他所要の整備を行う。

○ 相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例

上記の措置と併せて、現行税法に基づいて所得税の還付を受けるため、その年分の所得税の申告をしている保険年金の受取人である者は、その年分の所得のうちに保険年金所得が含まれていることにより当該申告書に係る課

税標準等又は税額等が過大であるときは、施行日から1年間、税務署長に対し、更正の請求を行うことができる特例措置を講ずる。

【検討事項】

- 個人の白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、以下の点について今後検討を行う。
 - ① 必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方
 - ② 正しい記帳を行わない者の必要経費の控除のあり方
 - ③ 白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方
- 不服申立手続については、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方について、内閣府・行政救済制度検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図る。また、国税不服審判所については、同チームの検討状況を勘案しつつ、簡易迅速な行政救済を図るとの観点も踏まえ、審理の中立性・公正性に配意して審判所の所管を含めた組織のあり方や人事のあり方の見直しについて検討を行う。
- 番号制度については、納税者の所得情報の的確な把握に資するものとなるよう、社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会での議論と併せ、
①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、④法定調書への正確な番号記載の確保策、⑤税務情報についてのプライバシー保護の徹底策等の課題について積極的に検討を行う。
- 納税者権利憲章の制定や税務調査手続の見直しなど、納税環境整備に係る諸課題が進展し、その一環としての租税教育の重要性も一層高まる中、税理士の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられる。税理士

制度については、平成23年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされているが、その見直しに当たっては、こうした税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性の向上を図り、税理士に対する納税者からの信頼をより一層高めるとの観点をも踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進める。